

Ⅲ 砂糖関係業務

1 輸入指定糖に関する業務

(1) 輸入指定糖売買業務

ア 輸入指定糖各種指標

(ア) 指定糖調整率及び二次調整金

平成28砂糖年度に適用される価格調整法第9条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第24条第1項の農林水産大臣が定める額（二次調整金）は、平成28年9月30日に次のように告示された。

○指定糖調整率 100分の37.00（100分の37.00）

○二次調整金 1,000キログラムにつき25,544円（25,682円）

注：（ ）内は平成27砂糖年度の数値である。

(イ) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第7条に基づき輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、粗糖の平均輸入価格は、同法第6条並びに価格調整法施行令第7条及び第8条の規定に基づき、次の算定式に沿って、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表17）

平均輸入価格

適用期間の初日前10日 から遡って過去90日間 のNY粗糖先物価格の 平均額	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、 輸入諸掛り、プレミアム等	=	平均輸入価格
---	---	---------------------------------------	---	--------

- ・適用期間 平成28年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき 46,270円（平成28年3月29日告示）
- ・適用期間 平成28年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき 49,860円（平成28年6月28日告示）
- ・適用期間 平成28年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき 56,070円（平成28年9月28日告示）
- ・適用期間 平成29年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき 61,070円（平成28年12月28日告示）

(ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、砂糖調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定糖調整率及び同号ハの農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）を用いて3か月ごとに算定された。（表17）

(エ) 指定糖調整金軽減額

指定糖調整金軽減額は3か月ごとに定められ、次のように告示された。（表17）

- ・適用期間 平成28年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成28年3月29日告示）

- ・適用期間 平成28年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成28年6月28日告示）
- ・適用期間 平成28年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成28年9月28日告示）
- ・適用期間 平成29年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき 0円（平成28年12月28日告示）

表17 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円/トン)

年	区分 四半期	NY11の平均値		平均輸入 価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産 大臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円換算 (円/トン)					
平成28年	4～6月	14.28	36,828	46,270	39,564	0	39,564	85,834
	7～9月	16.65	40,310	49,860	38,236	0	38,236	88,096
	10～12月	20.05	45,761	56,070	35,938	0	35,938	92,008
平成29年	1～3月	21.18	50,656	61,070	34,088	0	34,088	95,158

(注) 1 価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、28年4月～9月（平成27砂糖年度）は25,682円、28年10月～29年3月（平成28砂糖年度）は25,544円が二次調整金分として加算される。

イ 輸入指定糖売買業務の実績

(ア) 概要

平成28事業年度においては、全期間を通じて平均輸入価格が砂糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第5条の規定に基づき売買が行われた。

a 粗糖の売買

粗糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は61万4135トン（588件）、売買差額は246億7798万円、条件付きのものの売買契約数量は6,780トン（154件）であった。

b 高糖度原料糖の売買

高糖度原料糖の売買契約数量は61万5251トン（295件）、売買差額は246億7929万円であった。

c 粗糖・高糖度原料糖以外の売買

粗糖・高糖度原料糖以外の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は1万2137トン（1,248件）、売買差額は3億8008万円、条件付きのものの売買契約数量は2,184トン（11件）であった。

(イ) 売買契約実績

a 粗糖

(単位：キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)
平成28年 4月	81	75,868,255	15	757,914	66	75,110,341	2,971,665,531
5月	46	57,366,658	9	327,971	37	57,038,687	2,256,998,240
6月	81	56,527,829	11	510,658	70	56,017,171	2,691,731,570
7月	83	90,119,993	19	902,494	64	89,217,499	3,411,320,291
8月	42	38,067,615	5	191,009	37	37,876,606	1,448,302,160
9月	65	56,581,895	13	594,525	52	55,987,370	2,507,534,800
10月	50	43,511,724	17	848,248	33	42,663,476	1,533,240,002
11月	54	46,248,239	15	470,362	39	45,777,877	1,645,281,517
12月	62	46,878,145	10	412,909	52	46,465,236	2,045,962,978
平成29年 1月	58	43,551,680	18	667,618	40	42,884,062	1,461,831,904
2月	40	26,169,983	9	417,750	31	25,752,233	1,024,046,600
3月	80	40,022,692	13	678,736	67	39,343,956	1,680,064,755
合 計	742	620,914,708	154	6,780,194	588	614,134,514	24,677,980,348

b 高糖度原料糖

(単位：キログラム、円)

年月	区分	条 件 付 き で ない も の		
	件 数	数 量	売買差額 (調整金)	
平成28年 4月	15	45,813,351	1,840,139,056	
5月	20	44,695,355	1,835,302,151	
6月	21	32,004,902	1,449,601,681	
7月	24	72,123,990	2,799,709,045	
8月	13	30,460,990	1,182,434,708	
9月	31	37,447,048	1,661,475,003	
10月	31	92,701,431	3,382,211,707	
11月	35	82,654,044	3,015,632,796	
12月	39	72,603,876	3,656,206,334	
平成29年 1月	24	38,906,485	1,346,436,718	
2月	16	23,594,221	873,768,470	
3月	26	42,245,192	1,636,377,266	
合 計	295	615,250,885	24,679,294,935	

c 粗糖・高糖度原料糖以外

(単位:キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)
平成28年 4月	94	1,496,703	1	216,108	93	1,280,595	33,714,453
5月	91	1,235,392	0	0	91	1,235,392	35,182,467
6月	124	1,657,362	2	433,404	122	1,223,958	51,326,098
7月	108	1,299,865	2	324,594	106	975,271	30,454,172
8月	105	1,126,529	1	216,468	104	910,061	30,756,339
9月	110	1,386,022	2	433,755	108	952,267	33,323,643
10月	105	782,686	1	108,522	104	674,164	22,035,223
11月	106	980,517	0	0	106	980,517	28,706,795
12月	93	714,952	0	0	93	714,952	25,280,382
平成29年 1月	98	965,224	1	216,648	97	748,576	22,814,765
2月	113	1,129,145	1	234,312	112	894,833	22,906,755
3月	112	1,546,367	0	0	112	1,546,367	43,577,099
合 計	1,259	14,320,764	11	2,183,811	1,248	12,136,953	380,078,191

(2) 輸入指定糖入札業務

価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が定める額(二次調整金)の決定に資するため、輸入指定糖の価格に関する情報の収集を行うことを目的として輸入指定糖の入札を実施した。

輸入指定糖入札実施要領に基づき、入札参加者の登録を行い(平成28砂糖年度について23者。平成27砂糖年度については、前事業年度に登録した23者が入札参加資格者)、入札を4回行った。各回とも、全量が上限価格(二次調整金額から1円を減じた額)で落札され、再入札は行われなかった。(表18)

表18 輸入指定糖の入札結果

回	区分 単位	上場数量 (トン)	申込者数 (者)	申込数量 (トン)	申込倍率 (倍)	落札者数 (者)	落札数量 (トン)	不落札数量 (トン)	落札率 (%)	落札価格		
										最高	最低	平均
										(円/トン)	(円/トン)	(円/トン)
27砂糖年度	第3回 28年 4月13日	22,400	21	63,368	2.8	21	22,400	0	100.0	25,681	25,681	25,681
	第4回 28年 7月13日	22,500	22	64,070	2.8	22	22,500	0	100.0	25,681	25,681	25,681
28砂糖年度	第1回 28年10月12日	24,400	19	68,320	2.8	19	24,400	0	100.0	25,543	25,543	25,543
	第2回 29年 1月18日	20,700	21	58,574	2.8	21	20,700	0	100.0	25,543	25,543	25,543

- (注) 1 不落札数量は、(上場数量-落札数量)である。
 2 落札価格は、一次調整金の加算額であり、消費税及び地方消費税を含まない。

2 異性化糖に関する業務

(1) 異性化糖各種指標

ア 異性化糖調整基準価格、異性化糖調整率及び二次調整金

平成28砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の農林水産大臣が定める額（異性化糖二次調整金）は、平成28年9月30日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき177,822円（177,876円）
- ・異性化糖調整率 100分の15.15（100分の15.44）
- ・異性化糖二次調整金 1,000キログラムにつき1,788円（2,607円）

注：（ ）内は平成27砂糖年度の数値である。

イ 機構買入価格（平均供給価格）

異性化糖に係る機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、価格調整法第13条第1項に基づき、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格、輸入異性化糖にあつては、同条第2項に基づき、当該異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされており、同法第12条並びに価格調整法施行令第21条及び第22条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表19）

- ・適用期間 平成28年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき129,438円（平成28年3月29日告示）
- ・適用期間 平成28年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき126,295円（平成28年6月28日告示）
- ・適用期間 平成28年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき120,820円（平成28年9月28日告示）
- ・適用期間 平成29年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき125,874円（平成28年12月28日告示）

ウ 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を価格調整法施行令第16条に定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（表19）

- ・適用期間 平成28年4月1日から6月30日まで
1,000キログラムにつき114,664円（平成28年3月29日告示）
- ・適用期間 平成28年7月1日から9月30日まで
1,000キログラムにつき116,554円（平成28年6月28日告示）
- ・適用期間 平成28年10月1日から12月31日まで
1,000キログラムにつき119,923円（平成28年9月28日告示）
- ・適用期間 平成29年1月1日から3月31日まで
1,000キログラムにつき123,001円（平成28年12月28日告示）

表19 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年 度 ・ 期 間		区 分	平均供給価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額単価 (調整金単価)	標準価格
平成 28 事業 年度	平成 27 砂糖 年度	平成28年4～6月	129,438	—	—	114,664
	平成 28 砂糖 年度	7～9月	126,295	—	—	116,554
		10～12月	120,820	—	—	119,923
	平成 29 砂糖 年度	平成29年1～3月	125,874	—	—	123,001

- (注) 1 価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。
 2 平成28事業年度は、平均供給価格が標準価格を上回ったため売買は行われなかった。
 3 法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が異性化糖二次調整金分として加算される。
 平成28年4～9月…2,607円、平成28年10～平成29年3月…1,788円

エ 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第15条第1項により、異性化糖調整基準価格と国内産異性化糖にあってはその移出の時に、輸入異性化糖にあってはその輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて3か月ごとに算定されることとなっている。

なお、同法第11条第1項ただし書の規定により、異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないこととされており、平成28事業年度においては全期間を通じて同規定が適用されたため、機構売戻価格は算定されなかった。

(2) 異性化糖売買業務の実績

平成28事業年度においては、全期間を通じて異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を上回ったため、価格調整法第11条第1項ただし書の規定に基づき異性化糖の売買は行われなかった。